

藤沢市下水道条例の一部改正について  
藤沢市下水道条例の一部を次のように改正する。

2022年（令和4年）12月1日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市下水道条例の一部を改正する条例

藤沢市下水道条例（昭和36年藤沢市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 5 第1項の規定は、法第25条の10第1項の認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画に係る雨水貯留浸透施設の設置を行おうとする場合には、適用しない。

第6条に次のただし書を加える。

ただし、法第25条の17又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律77号）第18条の規定に基づき日本下水道事業団が行う雨水貯留浸透施設の設置の工事にあつては、この限りでない。

第45条第3項第1号及び第2号中「排除量を加算した量」を「汚水排除量の2分の1に相当する量を加算した量」に改める。

別表第1中

基本使用料	1,398円
1立方メートルにつき	102円
1立方メートルにつき	118円
1立方メートルにつき	137円
1立方メートルにつき	167円
1立方メートルにつき	197円
1立方メートルにつき	239円
1立方メートルにつき	281円
1立方メートルにつき	323円
1立方メートルにつき	364円

を

基本使用料	1,630円
1立方メートルにつき	113円
1立方メートルにつき	131円
1立方メートルにつき	152円
1立方メートルにつき	185円
1立方メートルにつき	218円
1立方メートルにつき	264円
1立方メートルにつき	311円
1立方メートルにつき	357円
1立方メートルにつき	403円

に改め、同表備考の項第1項第2号中

「100分の101.8」を「100分の114.5」に改める。

基本使用料	699円
1立方メートルにつき	102円
1立方メートルにつき	118円
1立方メートルにつき	137円
1立方メートルにつき	167円
1立方メートルにつき	197円
1立方メートルにつき	239円
1立方メートルにつき	281円
1立方メートルにつき	323円
1立方メートルにつき	364円

別表第2中

を

基本使用料	815円
1立方メートルにつき	113円
1立方メートルにつき	131円
1立方メートルにつき	152円
1立方メートルにつき	185円
1立方メートルにつき	218円
1立方メートルにつき	264円
1立方メートルにつき	311円
1立方メートルにつき	357円
1立方メートルにつき	403円

に改め、同表備考の項第1項第2号中

「100分の101.8」を「100分の114.5」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定は、令和5年7月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の藤沢市下水道条例第45条第3項第1号及び第2号の規定は、この条例の公布の日以後に認定する汚水排除量から適用する。
- 3 この条例による改正後の藤沢市下水道条例別表第1及び別表第2の規定は、令和5年7月1日以後の使用に係る公共下水道の使用料について適用し、同日前の使用に係る公共下水道の使用料については、なお従前の例による。この場合にお

いて、同日以後最初に行う公共下水道の使用料の徴収に係る期間に同日前の期間を含む場合における当該徴収に係る期間の公共下水道の使用料は、同期間の各日における汚水排除量が均一であるものとみなし、同日前の期間及び同日以後の期間の日数に案分して算出するものとする。

#### 提案理由

この条例を提出したのは、公共下水道事業の財政状況を勘案して公共下水道使用料を改定する等の必要による。